

# 独占的超過利潤について

高 須 賀 義 博

小論では、独占利潤の1形態としての独占的超過利潤の性格を明らかにしてみたいと思う。それは、超過利潤の固定化したものであるが、その独自の本質は、産業資本主義下の超過利潤の生成・消滅のメカニズムと対比することによって明確にされねばならない。したがってまず、産業資本主義下の超過利潤の生成・消滅のメカニズムを概観し、ついで独占的超過利潤の問題に移る。

A] 産業資本主義下の超過利潤の生成・消滅のメカニズムは、簡単にいえば次の如くである。新生産方法の導入と普及が不断に行なわれている産業では、諸資本は資本構成においても資本規模においても決して同質的ではありえず、それらは各資本の行動様式の相異によって典型的には次の3グループにわけられる。第1に、各産業の各資本にとって何時でも、採用可能な支配的な・生産方法が存在し、その生産方法を採用している資本グループがある。そのような生産方法は如何なる資本にとっても採用可能な普及過程にある生産方法であって、それによってその産業の提供する生産物の大量が生産されるのが普通である。第2に、過去に投下した固定資本の償却が十分にすんでいないために、それをスクラップ化して普及過程にある生産方法を採用した場合、旧資本の価値破壊による損失のほうが、新生産方法採用のプラスよりもはるかに大きく、低利潤率に甘んじて旧生産方法で生産を続けたほうが相対的に有利な資本グループがどうしても残る。第3に、以上の支配的な生産方法よりも更にすぐれた生産方法を導入した少数の資本グループがある。これら3グループの資本が、Marxの「市場価値論」の中・下・上位の資本区分に対応する<sup>1)</sup>。新生産方法の導入と普及の過程が不断につづく以上、かつての上位資本は次には中位・下位資本グループに変転しながら社会的資本構成の高度化=生産力の上昇が達成される。

問題は新生産方法の導入があった場合の市場調整価格の決定は如何にして行なわれるかという点であるが、それが大量的平均原理によって決まろうと総加重的平均原

理によって決まろうと<sup>2)</sup>、新生産方法を導入した資本の個別的価値は市場調整価格<sup>3)</sup>よりも低く、そこに超過利潤が発生する。しかし産業資本主義のもとではそれは一時的経過的にしか存在しえず、次のような径路をへて、消滅するのである。Marxもいっているように、生産力の高い生産方法は個別的価値を低減せしめるだけでなく、その生産量を増大せしめるから、需要量に変化がなければ、新生産方法を導入した資本は自らの生産物を実現させるために、価格を市場調整価格よりも低く、かつ自己の個別的価値よりも高く設定する。それによってまず打撃を受けるのは、従来すでに低利潤率に甘んじていた下位資本グループであって、その中には生産過程から脱落するものも出てくるであろう。さらに新生産方法の普及過程が始まれば、このような事態は加速されてあらわれてくる。新生産方法の普及過程は、まず蓄積部分とたまたま固定資本の更新期に来ていた資本部分とが、それを採用することから始まる。上述の商品の実現圧力はさらに加重されてくるから、価格はさらに低下する。それによって弱少資本の脱落が生ずるのは先の場合と同じであるが、新生産方法の普及が補填投資において行なわれるということは、各資本の上・中・下位の資本区分上の積極的変動が生じているのであって、新要素を加えたといわねばならぬ。事態が更に進展すると、低下した価格は従来中位の資本区分にあった諸資本に対しても、道徳的磨損を深化させ、新生産方法による旧資本の補填を強制するようになる。そうなれば新生産方法の普及過程は急速化され、それが新しい段階における中位の資本グループになってしまう。市場調整価格はこのグループの個別的価値によって規制されるにいたる。それは、その生産方法を最初に導入した資本の個別的価値に等しいから

2) この2つの平均原理の区別については、大内力『地代と土地所有』8-9 ページ参照。

3) 筆者は、本文中にも示しておいたように超過利潤の生成・消滅のメカニズムを特殊な分配機構であると考えるので、この表現は正確ではない。正確には個別的生産価格と市場調整的生産価格の差が超過利潤である。議論の本質に変わりないと判断されるので、通念に近い表現を用いたのである。拙稿「市場調整的生産価格論」『一橋論叢』第44巻第2号参照。

1) この点に関しては、この資本区分を「特別剰余価値を求める諸資本の動きの3つの断面」と考える日高普氏の見解（『強められた労働』の問題）(1)『経済志林』第22巻第2号 10ページ）を参照せよ。

超過利潤は完全に消滅したことになる。産業資本主義においては、超過利潤は新生産方法の導入によって発生し、その普及過程に対応して価格が低落することによって漸次消滅し、普及の完了とともに全部的に消滅してしまう。産業資本主義は、原子的競争にもかかわらず、このような、新生産方法を導入した資本に対して超過利潤を与えるという分配機構を有することによって、生産力上昇を自動的に達成するのである。

**B]** 独占資本主義の下では超過利潤は消滅することなく固定化するのを特徴とするが、それは必要最低資本額の巨大化という生産技術的關係それ自体によって生ずるのではなく、それを基礎として行なわれる独占的価格政策によって生ずるのである。独占資本主義下においても超過利潤の追求が個別資本の推進力である点に変わりなく、それゆえに新生産方法の導入は行なわれる。またその普及様式は若干の修正は受けるが、阻げられるわけではない。すなわち、独占資本の定着による独占と非独占の分離、その間の資本規模の格差、独占体の非独占分野への進出の可能性はたえず残されているながら、非独占資本の独占体の支配分野への資本移動はかなり厳しく制約されているという事態、かくして発生する独占と非独占間の競争の分断、このような事情のもとでは、巨大な必要資本規模を必要とする生産技術は、独占体のみの採用しうるものであって、非独占の間にその普及する可能性は稀であろう。また、独占体間では、資金調達力の強さ、研究開発機関の完備、危険負担能力の大きさ等々によって、そのような巨大資本投資を必要とする生産方法の採用が阻げられないばかりでなく、その普及過程は産業資本主義下よりも急速であるかもしれない。したがって、産業資本主義下の超過利潤の生成・消滅の技術的基礎であった新生産方法の導入と普及の過程は、独占資本主義下においても決して止揚されていない。この問題について独占資本主義が産業資本主義と決定的に異なるのはその点ではなくて、新生産方法の導入と普及の過程が超過利潤の生成と消滅の過程に対応しなくなった点にある。そしてそれは独占の出現による競争の形態変化およびその結果としての価格運動の特殊性に基づくのである。価格や生産制限に関するかぎり、同一生産部門内の独占体間では何らかの形の協定が成立するのが常である。

独占的競争の基本特徴は、価格競争の排除にある。独占体や寡占体の間では競争は依然として行なわれているが、それは非価格競争の諸形態（広告宣伝競争、製品差別化、新製品の開発、市場占拠率の拡大競争、そのための予備能力の保持・設備拡張競争等々）を取るようにな

る。明示的協定によって決められた価格はカルテル価格であり、特定の価格先導者 (price leader) の決定する価格に他のすべての独占体が追従する管理価格の場合にもそれがスムーズに行なわれる背後には暗黙の協定があったとみななければならない。かくしてもし部門外からの競争がないものとすれば、独占価格は同一部門内の協定の許容する範囲内ではどこまででも引上げることが出来るわけであって、その水準は実際の独占価格の水準よりも高いであろう。このことを逆にいえば、独占体の支配する特定産業の価格決定に決定的な影響を与えるのは部門外からの競争、新企業の参入であり、独占価格は新企業の参入を阻止する限度内で最高水準に決められるということである。Sylos-Labiniの参入阻止価格論は<sup>4)</sup>この点を明確にのべたものである。このような独占価格決定の直接的結果は何であるかといえ、独占価格はもはや生産過程の諸変化つまり価値関係の変化に直接的に対応して変動しなくなったということである。それが、産業資本主義下の超過利潤の消滅メカニズムを麻痺させ、超過利潤の固定化を結果するのである。

超過利潤の消滅過程に与える独占の決定的影響を明らかにするためには、新生産方法の導入から普及完了にいたる期間とその後の期間とに分けて考察する必要がある。(a) 新生産方法の導入から普及完了にいたる期間の超過利潤、独占体の支配する産業においても最初に新生産方法を導入した資本に対して、超過利潤が発生するのは、産業資本主義の場合と同様である。しかし新生産方法の普及過程はすぐ始まるけれども、価格競争は回避される傾向にあるから、産業資本主義下におけるように価格低下に対応して超過利潤が消滅することはない。新生産方法を採用した資本には、それを最初に導入した資本の取得するのと同額の超過利潤が発生するのである。ここにすでに超過利潤の消滅メカニズムの独占的価格政策による修正があらわれている。この段階の超過利潤は、自由競争下でも発生する単なる超過利潤と独占力によるその固定化の結合された結果であるので、われわれはそれを独占資本の取得する単なる超過利潤と呼ぶことにする。(b) 新生産方法の普及完了後の超過利潤。独占的競争のもとでは、新生産方法の普及が完了しても、それによって価格が直接的に影響をうけることはない。特に独占体間の市場占拠率があまり変動しない場合には、その点は顕著であろう。そうすれば新生産方法の普及は完了したにもかかわらず、その産業の全独占資本が等しく超過

4) Paolo Sylos-Labini, *Oligopoly and Technical Progress*, 1962, p. 40以下。

利潤を取得することになる。このような超過利潤は、産業資本主義ならば当然それが消滅してしまっているべき生産技術的基礎のうえで、なお存続しているという点だけでなく、それがすでに、同一産業内の個別的独占体の分配上の相対的優位を示すものでなく、その産業全体に、固定化したものであるという点においても、独占資本主義下における固有の利潤カテゴリーである。これを、われわれは独占的超過利潤と呼ぶのである。それは超過利潤の固定化の最終段階にある利潤であって、それが依然として消滅しないならば、通常の意味での独占利潤とはほとんど区別出来ない。独占的超過利潤は、単なる超過利潤が独占利潤として定着する時のある1段階で発生するものであるということもできる<sup>5)</sup>。

以上で考察してきた超過利潤の消滅メカニズムの根本的特徴は、生産過程の諸変化に対する価格の対応のおくれ、つまり労働生産性の変化に対する価格の相対的硬直性に求められる。換言すれば、価値の変化に価格の変化が対応しないという意味での価値と価格の乖離が、そのメカニズムの根本にある。独占的超過利潤になると、その乖離が独占産業における支配的生産者の全体について定着する。独占的超過利潤は、社会的平均的労働の実体的基礎がなくなったにもかかわらず、新生産方法の導入

5) 独占的超過利潤のこのような区分は、田口芳明氏の「独占的剰余価値の第1形態」と「独占的剰余価値の第2形態」の区別に対応する。(『独占的剰余価値』説の再構成『経済学雑誌』第47巻第3号)。しかしこれは独占段階の超過利潤を実体的基礎を持つ「独占的剰余価値」として把握するという点だけでなく、「独占的剰余価値の第1形態」は新生産方法の普及によって消滅するという点において、筆者の見解とは決定的に異なる。その場合かれは、部門外からの資本の流入がない限り新生産方法は普及しないと想定することによって、価格低下がなくても、同一部門内の独占体間の競争によっても新生産方法の普及が達成されるという面を完全に看過しており、さらに超過利潤の消滅と独占価格の関連についても明確な把握を示していない。そのために新生産方法の普及が完了し、「第1形態」が消滅してしまった後の、独占体の「市場的地位の優越にもとづく収奪」による超過利潤を「独占的剰余価値の第2形態」と規定することになり、かつそれを「強められた労働」の拡張的解釈によって実体的基礎を与えるという無理をかさねることになる。田口氏がいうように、「第1形態」が消滅してしまうならば「第2形態」となるべきものは何もないのであって、単なる「市場的地位の優越」による高利潤は、独占利潤ではあっても、独占的超過利潤ではない。田口氏の場合、「第1形態」と「第2形態」の関連に不明確さを残しているといわねばならない。

から普及完了にいたるまでに独占資本の取得す単なる超過利潤を、自らの独占力によってそのまま継承・取得する利潤であって、本質的には収奪利潤あるいは流通利潤的性格をもっているといつてよい<sup>6)</sup>。ただ通常収奪あるいは流通利潤との相異点は、その取得が生産方法の変化=価値減少と結びついている点である。これも、新生産方法を導入したものに対しては超過利潤を与えるという特殊な分配機構をもつことによって生産力の上昇を自動的に達成する方法であるという点においては、産業資本主義の場合と同じである。しかし産業資本主義下のその分配機構は、超過利潤の全部的消滅をもたらすことによって、新生産方法の導入を不断に強制したのに対して、独占資本主義下では超過利潤は固定化する傾向があるために、その固定化された状態の破壊によってより大きな超過利潤を得るという点に、生産力上昇の誘因を求めざるをえない。独占資本が何らかの協定によってその固定化された状態に安住すれば、生産力の停滞化をもたらす可能性がそこにはあり、生産力増大の誘因が、産業資本主義下よりも厳しくなくなったということはいえるであろう。しかし超過利潤は固定化するにしろ、新生産方法を導入した資本は、その普及完了にいたるまでは、それを採用していない他の資本よりも有利な地位を享受するのであって、それが独占資本主義下においても生産力増大の誘因となっている面を過少評価すると、独占資本主義はすなわち停滞的経済であるかのような間違った印象をあたえることになるであろう。

C] 独占的超過利潤の消滅と転化<sup>7)</sup>。以上で独占資本主義下では超過利潤は固定化する傾向のあることをのべてきたが、そこにおいても超過利潤は全然消滅しないわけではなく、またその転化形態の中には費用的性格の強いものもある。この点を明確にしておかないと、超過利潤固定化の命題は、単に第1次的分配関係のみに関する抽象的規定にとどまるであろう。

超過利潤の消滅をもたらす基本的要因は、価格の下落

6) 白杉氏の場合には、価値規定において「限界原理」を採用することによって、すべての独占利潤は独占的超過利潤として把握され、それを「強められた労働」の適用によって実体的基礎のある「独占的剰余価値」と規定するのであるが(『独占理論の研究』1961年 第2章第3節)、強められた労働の解釈には根本的難点があるように思われる。田口氏(前掲論文)もこの欠陥からまぬかれていないようにはみえない。

7) 筆者はこの問題に関する従来の論文(『生産性格差インフレーション』のメカニズム『フェビアン研究』1962年8月号および「現代物価騰貴の分析と独

である。この点では、産業資本主義の場合も独占資本主義の場合も同じである。先にものべたように一方において新生産方法の導入と普及の過程が進行しながら、他方において独占力の行使によって価格の下方硬直性が維持されるかぎりにおいて、超過利潤は固定化するものであった。しかし独占資本主義下でも価格がまったく下落しないというのは現実的ではない。参入阻止価格自体を下げねばならぬ場合もあれば、市場占拠率や価格弾力性の変化があった場合にも価格は下げられることがあるであろう。価格が低下する度合に応じて超過利潤は消滅する。だがこの場合でも、価格低下と生産過程での諸変化が直接的には対応しない点において、また価格低下によってその全部的消滅が保障されていない点において、産業資本主義の場合と異なることはいうまでもない。

独占資本主義下には、上述のものとは異なる超過利潤の消滅径路がいまひとつある。それは、独占的超過利潤を取得している産業の価格を他産業（独占非独占を問わず）との価格の相対比価の悪化が生ずる場合である。この場合には、独占的超過利潤を取得する側では価格変動はないから、貨幣表示での独占的超過利潤は不変であるけれども、その他の商品の価格が上昇しただけ、その支配しうる他商品の実質的内容は少くなるわけであって、その分だけ独占的超過利潤の消滅が生ずる。なぜならば、前者では価値が低下したのに価格が低下しないにもかかわらず、後者では価値に変化がないにもかかわらず価格上昇が生ずるわけで、そのような価格の変化によって、両グループの価値関係における不等化傾向の拡大が若干阻止されているからである。独占的超過利潤の取得に対する1種の countervailing power であるこの価格運動は、物価水準の上昇をもたらさざるをえないから、それが経済の中に定着すれば、creeping inflation が built-in されたといつてよいであろう。

以上で独占的超過利潤の消滅の2つの径路を示したが、それらはともに価格の低下——絶対的および相対的——によって生じている点は十分に銘記さるべきである。

他方固定化した超過利潤は、様々な転化形態を取る。そのうち費用的性格の強いものは、本質的には独占的超過利潤であっても、企業経営的には利潤とみなされないのが慣習となっている。超過利潤の費用化現象は、企業経営的にはあたかもその消滅が生じたのと同様な作用を

持つけれども、それによってその経済的カテゴリーとしての本質は変わらない。そのような転化形態はこまかく分類すれば、数多くなるであろうけれども、ここでは基本的なものとして次の2つの場合をあげるにとどめる。

第1、巨額な独占的超過利潤の存在は他資本に対して強い参入の誘因となるために、参入を阻止するために従来よりより以上の努力を要請されるであろう。参入阻止価格を下げることもその努力のあらわれであるが、非価格競争の激化や参入者に対する報復手段の強化（このためには一定の予備能力を持つことが必要であろう）という形でその努力が行なわれる傾向にあることはすでに指摘した。このために支出される様々な費用は、独占的超過利潤の転化形態である。これは、通常企業経営的には費用とみなされているが、それは、独占的超過利潤が費用的性格の強い項目に転化したものに他ならない。

第2、独占的超過利潤の存在は、参入を誘発するだけでなく、労働者の賃金要求をも誘発し、資本の側にとってはその存在が賃金要求に譲歩しうる条件ともなっている。とくに産業別労働組合の場合の賃金上昇は、個々の独占体が超過利潤を取得している段階ではなく、それがその産業の全独占体に固定化した段階を必要条件とするであろう。いうまでもなく、独占産業における賃金上昇でも、それは付加価値中の必要労働部分の増加を意味するにすぎないけれども、その賃金上昇が平均的賃金水準からの格差を拡大する限りにおいて<sup>8)</sup>、独占的超過利潤の一部が賃金に転化したと考えるもよいと思われる。独占的超過利潤のこの転化は、明白に費用項目に転化するのであって、先にのべた転化とは若干性格を異にする。前者が独占的超過利潤の内部的沈澱であるとすれば、後者はその内部的流出というべきであろう。このような費用あるいは費用的性格の強い項目への独占的超過利潤の転化の比重の相異によって、相異なる独占的超過利潤の存在にもかかわらず、企業経営的にはほぼ等しい利潤率を実現することはありうるであろう。

以上のべてきた独占的超過利潤の転化——内部的沈澱にしる流出にしる——は、超過利潤の固定化の結果であると同時に、逆にその固定化を不可避ならしめる要因でもある。このような転化形態が、経済構造の中に定着すればするほど、超過利潤の消滅メカニズムはますます麻痺されてゆくにちがいない。

独占的超過利潤—城座氏の批判に答える—『日本経済分析』第15集(1962年)で、独占的超過利潤の消滅とその転化形態の1つである流出とを厳密に区別しなかった。ここに訂正しておきたい。

8) これは一応、労働力の価値からのその価格の乖離に対応するといえる。理論的にいえば平均賃金水準が労働力の価値に一致するわけではないが、それに近いと考えられるからである。